

富山県衛生研究所倫理審査委員会の審査結果について

富山県衛生研究所では、県民の健康の維持増進、疾病防止のための調査・研究を行っています。これらには、人を対象とする研究や人体より採取した試料（尿、血液等）を用いる研究があり、実施にあたっては倫理的妥当性や科学的合理性が求められ、かつ個人情報などプライバシーに配慮することが不可欠となっています。そのため、当所では、外部の医療・法律の専門家や倫理・人権の有識者等による倫理審査委員会を設置し、調査・研究の倫理的・社会的妥当性等を審査いただいております。平成29年7月に審査いただき承認された研究課題は、以下のとおりです。

なお、併せて、当所の研究者が研究代表者及び分担者になっている厚生労働科学研究2件について、利益相反に該当しない旨の申告書が提出されていることを報告しました。

1 審査委員会開催日時

平成29年7月3日（月）10:00～11:00

2 開催場所

富山県衛生研究所 3階講堂

3 倫理審査委員会委員

委員名	役職
泉 良平	富山市民病院事業管理者
姜 姍	高岡法科大学法学部教授
前川 みや子	富山県人権擁護委員連合会
○村口 篤	富山大学附属病院とやま総合診療イノベーションセンター・副センター長
荒川 克弘	富山県厚生部医務課長
長瀬 博文	富山県厚生センター所長・支所長会代表
上出 功	富山県衛生研究所次長
川尻 千賀子	富山県衛生研究所化学部長
森田 雅章	富山県衛生研究所総務課長

○ 委員長

4 審査の留意事項

審査に当たっては、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年12月22日 文部科学省、厚生労働省）」並びに「富山県衛生研究所倫理審査要綱」及び「富山県衛生研究所倫理審査委員会運営要領」の規定を踏まえ、次

の事項に留意して行われました。

- (1) 研究対象者の理解と了解を得る方法
- (2) 研究対象者の人権保護と安全確保
- (3) 研究によるリスクと科学的成果の判断
- (4) 研究者等の利益相反に関する情報

5 審査結果

以下の7課題（新規3）について、審査されました。

	研究課題名	研究の概要	審査結果
1 新規	富山県におけるノロウイルスの分子疫学に関する研究 (ウイルス部 稲崎主任研究員)	<ul style="list-style-type: none">・行政検査（食中毒や感染症発生動向調査）で取得した保存試料を用いて、ゲノムの網羅的解析を行い、ノロウイルスゲノムの塩基配列を解読する。・本研究は、食中毒や感染症の原因探索のためという行政検査本来の採取目的にかなっており、指針の対象外である「法令の規定により実施される研究」に該当する。・研究協力機関から検体の提供を受ける際には、匿名化の手続きを文書等で確認し、試料・情報の提供に関する記録を作成する。・研究成果を発表する際は、個人が特定できる情報は含まれない。	承認
2 新規	一般成人における尿中アルキルリン酸レベルの追跡的研究 (環境保健部 中崎副主幹研究員)	<ul style="list-style-type: none">・健康診断受診者の検査後の尿を用いて、尿中アルキルリン酸（有機リン系農薬代謝物、曝露指標）とクレアチニンを測定する。・対象者に説明文書を配布し、書面で同意を得る。・測定結果を参加者に通知し、測定データとアンケートの回答を結合したのち、年齢、性別以外の氏名等の個人情報情報を削除して匿名化する。	条件付承認 【条件：アンケートの内容確認】

3 新規	神通川流域住民健康調査結果の地域疫学的検討Ⅱ (環境保健部 田村研究員)	富山県と環境省で行った「神通川流域住民健康調査」(昭和54年度以降)の検診データを使用し、地域疫学的検討を行う。 受診希望を確認する際に、文書で学術的な資料として活用すると説明している。データは、新たに個人を特定できない符号および番号を付与し、氏名、住所の個人情報等を削除する(生年月日、居住地区の情報は残す)。対応表を作成し、富山県庁内の健康課で保管する。	承認
4 変更	新生児マススクリーニングにおける確認検査法の確立 (がん研究部 九曜副主幹研究員)	・変更内容 研究協力者の変更	承認
5 変更	富山県における胃腸炎ウイルスの流行実態調査 (ウイルス部 稲崎主任研究員)	・変更内容 (1) 研究協力者の変更 (2) 研究協力の説明資料「研究への参加と協力のお願い」の一部変更	承認
6 変更	骨質からアプローチする骨粗鬆症研究 (環境保健部 石橋研究員)	・変更内容 研究責任者及び研究協力者の変更	承認
7 変更	腎機能低下に伴う骨質劣化に関する調査研究 (環境保健部 田村研究員)	・変更内容 研究協力者の変更。	承認